

令和 7 年（2025 年）
第 3 回定例会

議案概要

（条例・その他）

東京都町田市

議案概要

議案名	第 7 5 号議案 町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業に関する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 法改正により新たに設けられた部分休業制度（第 2 号部分休業）に対応するため、必要な規定を整備します。			
		取得条件	
改正前	1 日につき 2 時間を超えない範囲内で、勤務時間の始め又は終わりに 30 分を単位として取得		
改正後	次のいずれかを選択 ・ 第 1 号部分休業 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で、30 分を単位として取得 ・ 第 2 号部分休業（新設） 1 年につき次の時間の範囲内で、1 日の勤務時間の全部又は一部において取得 〈常勤職員〉 77 時間 30 分 〈非常勤職員〉 1 日当たりの勤務時間に 10 を乗じて得た時間		
○ 2025 年 10 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）			
問合せ先	総務部 職員課長 鈴木	電話	724-2199

議案概要

議案名	第 7 6 号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、町田市職員に係る仕事と育児の両立支援制度について、より利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 妊娠又は出産についての申出をした職員及び 3 歳未満の子を養育する職員が、この条例等に基づく仕事と育児との両立に資する制度等を円滑に利用することができるよう、任命権者に次の措置を講ずることを義務付けます。 ・ 育児に係る両立支援制度等に関する情報提供 ・ 育児に係る両立支援制度等の利用に関する意向確認のための措置 ・ 子の心身又は職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認のための措置 ○ 2025 年 10 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）			
【補足説明】 ○ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により、2025 年 10 月 1 日から労働者に対する育児に係る両立支援制度等の意向確認等の措置が事業主に義務付けられます。同法の改正に合わせて、国家公務員については人事院規則で同様の改正が行われます。町田市においても、国との権衡を図る観点から、本条例において必要な規定を整備します。			
問合せ先	総務部 職員課長 鈴木	電話	724-2199

議案概要

議案名	第 7 7 号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例										
【議案提出の目的】 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。											
【議案の内容】 ○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律から引用する条番号を改めます。											
<table><tr><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>第 5 条の 3</td><td>第 5 条の 13</td></tr><tr><td>第 5 条の 6</td><td>第 5 条の 16</td></tr><tr><td>第 5 条の 7</td><td>第 5 条の 17</td></tr></table>				改正前	改正後	第 5 条の 3	第 5 条の 13	第 5 条の 6	第 5 条の 16	第 5 条の 7	第 5 条の 17
改正前	改正後										
第 5 条の 3	第 5 条の 13										
第 5 条の 6	第 5 条の 16										
第 5 条の 7	第 5 条の 17										
○ 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（2025 年 11 月 29 日までの日）から施行します。											
【関係法令】 ○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）											
問合せ先	都市づくり部 住宅課長 柘植野	電話	724-4269								

議案概要

議案名	第 7 8 号議案 町田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例						
【議案提出の目的】							
パラスポーツの普及啓発の拠点となるスポーツ施設として、「町田木曽山崎パラアリーナ」を設置するため、所要の改正をするものです。							
【議案の内容】							
○ 新たに「町田木曽山崎パラアリーナ」を設置し、利用時間、利用料金等を定めます。							
[主な施設・設備]							
メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、トレーニング室、照明設備、放送設備、得点表示設備、駐車場							
[利用時間]							
午前 9 時から午後 9 時まで							
[利用料金の一例]							
個人利用の場合							
施設の名称		利用単位	利用料金				
			大人	子ども	高齢者	障がい者	
メインアリーナ		1 回	310 円	100 円	100 円	100 円	
サブアリーナ							
多目的室							
トレーニング室		3 時間	310 円	-	100 円	100 円	
専用利用の場合（スポーツに利用する場合）							
施設の名称等		利用料金 ※					
メインアリーナ	全面	6,080 円/3 時間					
	半面	3,040 円/3 時間					
サブアリーナ		-	880 円/3 時間				
※ 入場料を徴収しない場合の利用料金です。							
○ 公布の日から起算して 3 年 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。							
【今後のスケジュール】							
○ 2025 年度中に PFI 事業者と契約を締結し、2028 年度中のオープンを予定しています。							
2025年度				2026年度	2027年度	2028年度	2029年度以降
4-6月	7-9月	10-12月	1-3月				
事業者の 公募・選定		基本協定・ 契約締結に向け た準備・調整		設計・整備工事		運営・維持管理	
						● 供用開始	

議案概要

議案名	第 7 9 号議案 町田市授産センター条例及び町田市大賀藕絲館 条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、関係する条例 2 本を一括して整理するため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律から引用する項番号を改めます。 ・改正前「法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援」 ・改正後「法第 5 条第 15 項に規定する就労継続支援」 ○ 2025 年 10 月 1 日から施行します。 【関係法令】 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）			
問合せ先	地域福祉部 障がい福祉課長 新谷	電話	724-2147

議案概要

議案名	第 8 0 号議案 町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律から引用する項番号を改めるほか、文言の整理を行います。 ・ 改正前「法第 5 条第 18 項に規定する計画相談支援」 ・ 改正後「法第 5 条第 19 項に規定する計画相談支援」 ○ 2025 年 10 月 1 日から施行します。 【関係法令】 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）			
問合せ先	子ども生活部 子ども発達支援課長 江成	電話	709-3455

議案概要

議案名	第 8 1 号議案 町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例を廃止する等の条例		
【議案提出の目的】			
施設の老朽化等に伴い、原町田一丁目駐車場及び原町田一丁目第 2 駐車場を閉鎖するため、所要の改正及び本条例の廃止をするものです。			
【議案の内容】			
○ 原町田一丁目駐車場については、施設の老朽化に伴い、2026 年 1 月 15 日をもって閉鎖します。（2026 年 1 月 16 日施行）			
○ 原町田一丁目第 2 駐車場については、地権者との契約期間が終了する 2025 年 12 月 31 日をもって閉鎖します。（2026 年 1 月 1 日施行）			
【施設の概要】			
名 称	原町田一丁目駐車場	原町田一丁目第 2 駐車場	
所 在 地	町田市原町田一丁目 6 番 21 号 （市所有地）	町田市原町田一丁目 7 番 6 号 （借地）	
供用開始年月日	1980 年 4 月 1 日	2006 年 12 月 8 日	
構 造	鉄骨造地上 3 階 4 層（自走式）	屋外平置き式	
延床面積	6,989.33 m ²	—	
敷地面積	2,383.37 m ²	1,170.47 m ²	
収容台数	250 台	36 台	
駐 車 可 能 サ イ ズ	長さ 4.9m以下、幅 1.8m以下 高さ 2.0m以下	長さ 4.9m以下、幅 1.8m以下	
問合せ先	経済観光部 産業政策課長 村上		電話 724-3296

議案概要

議案名		第 8 2 号議案 町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	
【議案提出の目的】 公職選挙法施行令の改正に伴い、町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担額を改定するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 国政選挙における選挙運動の公費負担額の見直しに準じて、町田市議会議員選挙及び町田市長選挙における選挙運動の公費負担額のうち、ビラ及びポスターの作成に係る限度額を引き上げます。			
		改正前	改正後
ビラ（1 枚当たり作成単価）		7 円 73 銭	8 円 38 銭
ポスター（1 枚当たり作成単価）	掲示場数 500 以下の場合	<u>541 円 31 銭</u> に掲示場数を乗じて得た額に 316, 250 円を加えた額を掲示場数で除して得た額	<u>586 円 88 銭</u> に掲示場数を乗じて得た額に 316, 250 円を加えた額を掲示場数で除して得た額
	掲示場数 500 超の場合	<u>28 円 35 銭</u> にその 500 を超える数を乗じて得た額に <u>586, 905 円</u> を加えた額を掲示場数で除して得た額	<u>30 円 73 銭</u> にその 500 を超える数を乗じて得た額に <u>609, 690 円</u> を加えた額を掲示場数で除して得た額
○ 公布の日から施行します。			
【関係法令】 ○ 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）			
【公費負担限度額】 ○ 改正後のビラの限度額 8 円 38 銭×作成枚数（市議 4, 000 枚以内、市長 16, 000 枚以内） 限度額：市議 33, 520 円、市長 134, 080 円 ○ 改正後のポスターの限度額 単価：（30 円 73 銭×（513-500）+609, 690 円）÷513 箇所※=1, 190 円（1 円未満切上げ） 限度額：1, 190 円×513 箇所=610, 470 円 ※ 2025 年 7 月参議院議員選挙時における町田市のポスター掲示場数です。			
問合せ先	選挙管理委員会事務局課長 村田		電話 724-2168

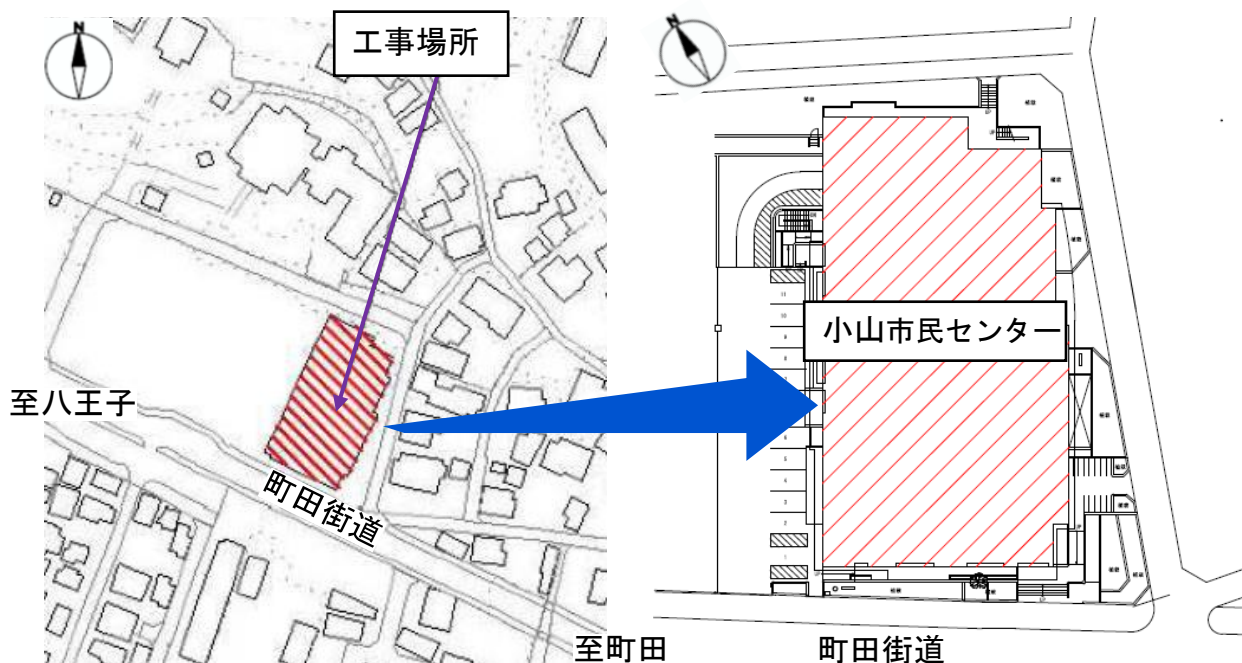
議案概要

議案名	第 8 3 号議案 町田市立学校の学校給食費に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 南エリア中学校給食センターの開業に伴い、全ての町田市立中学校において全員給食を実施するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 本条例の適用対象となる中学校を全ての町田市立中学校に改めます。 ○ 2025 年 10 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）			
【補足説明】 ○ 今回の改正により、南大谷中学校、南中学校、つくし野中学校、成瀬台中学校及び南成瀬中学校の 5 校が加わり、町田市立学校全校における学校給食費の公会計化が完了します。			
問合せ先	学校教育部 保健給食課長 林	電話	724-2177

議案概要

議案名	第 8 4 号議案 小山市民センター空気調和設備改修工事請負契約		
【議案提出の目的】 小山市民センターの老朽化した空気調和設備を改修するため、工事請負契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 工事内容 空気調和設備工事、換気設備工事、排煙設備工事、自動制御設備工事			
 			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】 ○ 契約目的 小山市民センター空気調和設備改修工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 181, 099, 999 円 ○ 契約相手方 株式会社アサヒ設備 代表取締役 芝田 茂生（しばた しげお） 東京都町田市山崎一丁目 1 番 9 号 ○ 工 期 契約開始日から 2027 年 2 月 26 日まで			
問合せ先	(契約内容) 財務部 (工事内容) 財務部 (事業内容) 市民部	契約課長 佐々木 営繕課長 長谷 小山市民センター長 田中	電話 724-2523 724-1293 798-1927

議案概要

議案名		第 8 5 号議案 小山市民センター電気設備改修工事請負契約	
【議案提出の目的】 小山市民センターの老朽化した電気設備を改修するため、工事請負契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 工事内容 受変電設備工事、発電設備工事、動力設備工事、電灯設備工事、情報表示設備工事、拡声設備工事、誘導支援設備工事、自動火災報知設備工事、機械警備設備工事			
			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】 ○ 契約目的 小山市民センター電気設備改修工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 186,338,900 円 ○ 契約相手方 株式会社電巧舎 代表取締役 尾辻 寛（おつじ ひろし） 東京都町田市玉川学園二丁目 6 番 6 号 ○ 工 期 契約開始日から 2027 年 2 月 26 日まで			
問合せ先	(契約内容) 財務部	契約課長 佐々木	電話 724-2523 724-1293 798-1927
	(工事内容) 財務部	営繕課長 長谷	
	(事業内容) 市民部	小山市民センター長 田中	

議案名		第 8 6 号議案 生涯学習センター機械設備改修工事請負契約の変更契約																											
【議案提出の目的】 賃金等の変動に対する工事請負契約約款第 26 条第 6 項(インフレスライド条項)の規定による変更及びその他の変更・追加に対応するため、契約金額の変更契約を締結するものです。																													
【議案の内容】 ○ 契約金額の変更 ・ 契約金額を 228,580,000 円から 239,943,000 円に変更します。(11,363,000 円増) ○ 変更の理由 ①受注者から工事請負契約約款第 26 条第 6 項の規定による契約金額の変更請求(インフレスライド条項)があったため。 ②冷温水系統屋上配管の弁廻りの保温を追加、及び、冷却水系統屋外露出配管への塗装を追加するとともに、給湯器廻りの給水・給湯配管を更新、室外機置場開口部へグレーチングの設置を行うため。																													
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号 (契約の締結) ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項 (議決に付すべき契約の基準) ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条 (議決に付すべき契約)																													
【契約の概要】 ○ 契 約 目 的 生涯学習センター機械設備改修工事 ○ 契 約 方 法 条件付一般競争入札 ○ 契 約 金 額 変更前の金額 228,580,000 円 変更後の金額 239,943,000 円 ○ 契約相手方 株式会社町田工業 代表取締役 吉木 拓也 (よしき たくや) 東京都町田市森野四丁目 15 番 8 号																													
【経緯】 ○ 本件契約の経緯は以下の通りです。																													
<table><tr><th>履歴</th><th>議決 (専決)</th><th>工期</th><th>契約金額(円)</th><th>議決額との 差額(円)</th><th>委任専決処分の 増額上限(円)</th></tr><tr><td>当初契約</td><td>2024/9/30</td><td>～2025/11/14</td><td>208,424,700</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>第 1 回変更</td><td>(2025/4/7) ※委任専決</td><td>〃</td><td>228,580,000</td><td>20,155,300 <</td><td>20,842,470</td></tr><tr><td>第 2 回変更</td><td>(本件) (注)</td><td>〃</td><td>239,943,000</td><td>31,518,300 ></td><td>〃</td></tr></table>						履歴	議決 (専決)	工期	契約金額(円)	議決額との 差額(円)	委任専決処分の 増額上限(円)	当初契約	2024/9/30	～2025/11/14	208,424,700	—	—	第 1 回変更	(2025/4/7) ※委任専決	〃	228,580,000	20,155,300 <	20,842,470	第 2 回変更	(本件) (注)	〃	239,943,000	31,518,300 >	〃
履歴	議決 (専決)	工期	契約金額(円)	議決額との 差額(円)	委任専決処分の 増額上限(円)																								
当初契約	2024/9/30	～2025/11/14	208,424,700	—	—																								
第 1 回変更	(2025/4/7) ※委任専決	〃	228,580,000	20,155,300 <	20,842,470																								
第 2 回変更	(本件) (注)	〃	239,943,000	31,518,300 >	〃																								
(注) 変更契約額が 2024 年 9 月 30 日に議決された契約金額の 1 割 (20,842,470 円) を超えるため、議決を要する契約変更となります。																													
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 財務部 営繕課長 長谷 (事業内容) 生涯学習部 生涯学習センター 川瀬			電話	724-2523 724-1293 728-0071																								

議案概要

議案名	第 8 7 号議案 市道路線の認定について		
【議案提出の目的】 開発行為に伴い築造された道路、私道移管事業に伴い移管された道路及び自費工事に伴い路線認定の要件を満たした認定外道路を市道として認定するものです。			
【議案の内容】 ○ 町田 937 号線その他合計 15 路線 総延長 910mを市道として認定します。			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項（市道路線の認定）			
議案名	第 8 8 号議案 市道路線の廃止について		
【議案提出の目的】 道路として機能のない路線を廃止するものです。			
【議案の内容】 ○ 南 70 号線 1 路線 総延長 120mの市道を廃止します。			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)			
問合せ先	道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 家木	電話	724-1154

議案概要

議案名	第 8 9 号議案 成瀬子どもクラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 成瀬子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 株式会社 明日葉 (あしたば) 代表取締役 大隈 太嘉志 (おおくま たかし) 東京都港区三田三丁目 5 番 19 号 住友不動産東京三田ガーデンタワー3 階			
○ 公の施設の概要			
名 称		成瀬子どもクラブ	
所 在 地		町田市西成瀬二丁目 49 番 4 号	
開設年月		2026 年 3 月	
建物構造		混構造 2 階建て (1 階 RC 構造、2 階木造)	
建物面積		526.8 m ² (延床面積)	
主要施設		事務室、遊戯室、集会室、乳幼児室等	
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 子どもクラブの事業の実施に関する業務			
・ 子どもクラブの使用の承認等に関する業務			
・ 子どもクラブの施設の維持管理に関する業務			
○ 指定管理期間			
・ 2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市子どもセンター条例第 10 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 島崎	電話	724-4097

議案概要

議案名	第 9 0 号議案 小山ヶ丘学童保育クラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 小山ヶ丘学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人 景行会 (けいこうかい) 理事長 坂倉 泰正 (さかくら たいせい) 東京都町田市藤の台一丁目 1 番 56 号			
○ 公の施設の概要			
名 称		小山ヶ丘学童保育クラブ	
所 在 地		町田市小山ヶ丘五丁目 37 番地 (小山ヶ丘小学校敷地内)	
開設年月		2005 年 4 月	
建物構造		軽量鉄骨造 平屋建て	
建物面積		407.82 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間 ・2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 島崎	電話	724-2182

議案概要

議案名	第 9 1 号議案 みわっこ学童保育クラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】			
みわっこ学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者			
(指定管理者名) 社会福祉法人 三輪愛光会			
理事長 吉浦 三知子			
東京都町田市三輪町 82 番 7 号			
○ 公の施設の概要			
名 称		みわっこ学童保育クラブ	
所 在 地		町田市三輪町 330 番地 1 (三輪小学校敷地内)	
開設年月		2017 年 4 月	
建物構造		鉄骨造 2 階建て	
建物面積		298.01 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
○ 指定管理者が行う主な業務			
・学童の保育に関する業務			
・学童の特別保育に関する業務			
・施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間			
・2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定)			
問合せ先	子ども生活部	児童青少年課長 島崎	電話 724-2182

議案概要

議案名	第 9 2 号議案 どろん子学童保育クラブ外 2 施設の指定管理者の指定について														
【議案提出の目的】 どろん子学童保育クラブ外 2 施設を管理する指定管理者を指定するものです。															
【議案の内容】															
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会 理事長 三階 広明 (さんがい ひろあき) 東京都町田市中町一丁目 19 番 5 号															
○ 公の施設の概要															
<table><tr><td>名 称</td><td>どろん子学童保育クラブ</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>町田市金森東三丁目 22 番 24 号 (南第四小学校隣接地)</td></tr><tr><td>開設年月</td><td>2005 年 4 月</td></tr><tr><td>建物構造</td><td>軽量鉄骨造 平屋建て</td></tr><tr><td>建物面積</td><td>247.78 m² (延床面積)</td></tr><tr><td>主要施設</td><td>育成室</td></tr></table>				名 称	どろん子学童保育クラブ	所 在 地	町田市金森東三丁目 22 番 24 号 (南第四小学校隣接地)	開設年月	2005 年 4 月	建物構造	軽量鉄骨造 平屋建て	建物面積	247.78 m ² (延床面積)	主要施設	育成室
名 称	どろん子学童保育クラブ														
所 在 地	町田市金森東三丁目 22 番 24 号 (南第四小学校隣接地)														
開設年月	2005 年 4 月														
建物構造	軽量鉄骨造 平屋建て														
建物面積	247.78 m ² (延床面積)														
主要施設	育成室														
<table><tr><td>名 称</td><td>金井学童保育クラブ</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>町田市金井ヶ丘一丁目 30 番 2 号 (金井小学校敷地内)</td></tr><tr><td>開設年月</td><td>2008 年 1 月</td></tr><tr><td>建物構造</td><td>軽量鉄骨造 平屋建て</td></tr><tr><td>建物面積</td><td>238.497 m² (延床面積)</td></tr><tr><td>主要施設</td><td>育成室</td></tr></table>				名 称	金井学童保育クラブ	所 在 地	町田市金井ヶ丘一丁目 30 番 2 号 (金井小学校敷地内)	開設年月	2008 年 1 月	建物構造	軽量鉄骨造 平屋建て	建物面積	238.497 m ² (延床面積)	主要施設	育成室
名 称	金井学童保育クラブ														
所 在 地	町田市金井ヶ丘一丁目 30 番 2 号 (金井小学校敷地内)														
開設年月	2008 年 1 月														
建物構造	軽量鉄骨造 平屋建て														
建物面積	238.497 m ² (延床面積)														
主要施設	育成室														
<table><tr><td>名 称</td><td>南大谷学童保育クラブ</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>町田市南大谷 811 番地 1 (南大谷小学校敷地内)</td></tr><tr><td>開設年月</td><td>2000 年 4 月</td></tr><tr><td>建物構造</td><td>軽量鉄骨造 2階建て</td></tr><tr><td>建物面積</td><td>245.47 m² (延床面積)</td></tr><tr><td>主要施設</td><td>育成室</td></tr></table>				名 称	南大谷学童保育クラブ	所 在 地	町田市南大谷 811 番地 1 (南大谷小学校敷地内)	開設年月	2000 年 4 月	建物構造	軽量鉄骨造 2階建て	建物面積	245.47 m ² (延床面積)	主要施設	育成室
名 称	南大谷学童保育クラブ														
所 在 地	町田市南大谷 811 番地 1 (南大谷小学校敷地内)														
開設年月	2000 年 4 月														
建物構造	軽量鉄骨造 2階建て														
建物面積	245.47 m ² (延床面積)														
主要施設	育成室														
○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務															
○ 指定の期間 ・2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間															
【議案の法的根拠】															
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)															
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定)															
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 島崎	電話	724-2182												

議案概要

議案名	第 9 3 号議案 小山学童保育クラブ外 1 施設の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】			
小山学童保育クラブ外 1 施設を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者			
(指定管理者名) 社会福祉法人 貴静会 (きせいかい)			
理事長 小山 貴好 (こやま きよし)			
東京都町田市常盤町 2970 番地 1			
○ 公の施設の概要			
名 称		小山学童保育クラブ	
所 在 地		町田市小山町 944 番地 (小山小学校敷地内)	
開設年月		2005 年 4 月	
建物構造		軽量鉄骨造 平屋建て	
建物面積		355.46 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
名 称		桜の森学童保育クラブ	
所 在 地		町田市小山田桜台二丁目 7 番地 (小山田南小学校校舎内)	
開設年月		2017 年 4 月	
建物構造		鉄骨造 2 階建て	
建物面積		194.37 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
○ 指定管理者が行う主な業務			
・学童の保育に関する業務			
・学童の特別保育に関する業務			
・施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間			
・2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 島崎	電話	724-2182

議案概要

議案名	第 9 4 号議案 南第一さくら学童保育クラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 南第一さくら学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 （指定管理者名）労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 町田支店 支店長 扶蕪 文重（ふそ ふみえ） 東京都町田市本町田 1872 番 1 号			
○ 公の施設の概要			
名 称		南第一さくら学童保育クラブ	
所 在 地		町田市南町田一丁目 10 番 1 号（南第一小学校校舎内）	
開設年月		2016 年 4 月	
建物構造		鉄筋コンクリート造 3 階建て	
建物面積		165.41 m ² （延床面積）	
主要施設		育成室	
○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間 ・2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項（指定管理者の指定）			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 島崎	電話	724-2182

議案概要

議案名	第 9 5 号議案 金森学童保育クラブ外 2 施設の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 金森学童保育クラブ外 2 施設を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 会長 深澤 勝 (ふかざわ まさる) 東京都町田市原町田四丁目 9 番 8 号			
○ 公の施設の概要			
名 称		金森学童保育クラブ	
所 在 地		町田市金森東一丁目 2 番 1 号 (南第三小学校敷地内)	
開設年月		2004 年 4 月	
建物構造		軽量鉄骨造 平屋建て	
建物面積		230.30 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
名 称		森野学童保育クラブ	
所 在 地		町田市森野二丁目 21 番 28 号 (町田第四小学校敷地内)	
開設年月		1972 年 6 月	
建物構造		軽量鉄骨造 平屋建て	
建物面積		261.85 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
名 称		鶴川中央学童保育クラブ	
所 在 地		町田市鶴川六丁目 5 番地 (鶴川第三小学校校舎内)	
開設年月		1969 年 7 月	
建物構造		鉄筋コンクリート造 2 階建て	
建物面積		303.32 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
○ 指定管理者が行う主な業務			
・学童の保育に関する業務			
・学童の特別保育に関する業務			
・施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間			
・2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間			
※鶴川中央学童保育クラブは 2026 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 3 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 島崎	電話	724-2182

議案概要

議案名	第 9 6 号議案 町田市文化交流センターの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 町田市文化交流センターを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 株式会社町田まちづくり公社 代表取締役 石坂 丈一 東京都町田市原町田四丁目 10 番 20 号			
○ 公の施設の概要			
名 称		町田市文化交流センター (プラザ町田内 地下 2 階・1 階、5～7 階)	
所 在 地		町田市原町田四丁目 1 番 14 号	
開 設 年 月		2008 年 5 月	
構 造		鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 2 階付 7 階建	
延 床 面 積		3,590.73 m ²	
敷 地 面 積		569.66 m ²	
貸 出 施 設		会議室 (6 部屋)、ホール、スタジオ、ギャラリー、和室	
駐 車 場 収 容 台 数		機械式立体駐車場 30 台、障がい者用駐車区画 1 台	
駐 輪 場 収 容 台 数		51 台 (屋内 31 台、屋外 20 台)	
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 会議室・ホール等の貸出及び利用の承認等に関する業務 (予約、案内、机・椅子等の設営撤去、料金徴収、自動車・自転車駐車場の管理運営)			
・ 施設の維持管理に関する業務 (警備、清掃、保守点検)			
・ 報告業務等			
○ 指定の期間			
2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市文化交流センター条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	経済観光部 産業政策課長 村上		電話 724-3296